

社会福祉法人 時津町手をつなぐ育成会

役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人時津町手をつなぐ育成会定款（以下「定款」という。）

第8条、第21条の規程に基づき、理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(理事長の業務)

第2条 この規程により報酬を得る理事長の業務は、法人事務局の統括管理業務とする。

(理事の業務)

第3条 この規程により報酬を得る理事の業務は次のとおりとする。

- (2) 法人の事務局の管理業務
- (3) 福祉事業である障害福祉サービス事業の事務局の業務管理
- (4) その他理事会が特に必要と認める事業

(報酬の額)

第4条 理事長及び第3条の規程による理事の報酬額は別表のとおりとする。

(実費弁償)

第5条 理事会及び評議員会に出席する役員及び評議員に対して、実費として1回につき2,000円を弁償する。ただし、同一日に理事会及び評議員会の両方に出席する場合は1回とみなす。

2 監事が定款第18条の規定により監査したときは、前項の規定を準用する。

3 第3条第3項の業務に従事する役員に対して、当該役員が利用する交通機関の運賃相当額を実費として弁償する。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会に諮って定める。

付則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は令和元年6月8日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

<別表>

この規程による報酬額は次のとおりとする。

- (1) 理事長に支給する報酬の額は、月額 300,000円を超えないものとする。
- (2) 業務執行理事に支給する報酬の額は、月額 200,000円を超えないものとする。
- (3) 理事長及び業務執行理事に支給する賞与の額は、それぞれの算定期間の報酬月額平均額に下記賞与支給割合を乗じた額とする。尚、基準日、算定期間、算定割合については職員給与規程を準用する。

支給期間	支給割合
6月に支給する場合	150／100を超えないものとする
12月に支給する場合	200／100を超えないものとする

- (4) 理事長及び業務執行理事に支給する退職金は、在籍期間(月数)に 10,000円を乗じた額とする。尚、1ヶ月に満たない月については、1ヶ月に切り上げる。